

資料26

保護命令の申立書における相談等の事実の記載又は宣誓供述書添付別件数(最高裁判所)

	既済件数	支援センターの職員又は警察職員への相談等の事実の			宣誓供述書添付	その他	
		支援センターのみ	警察のみ	支援センターと警察の双方			
平成13年10月～15年12月	3,373	3,139	689	1,444	1,006	224	10
平成16年	2,133	1,897	419	756	722	234	2
平成17年	2,718	2,649	560	1,137	952	58	11
平成18年	2,769	2,725	543	1,247	935	27	17

- * 以上の数値は、各裁判所からの報告に基づくものであり、概数である。
- * 対象は、平成13年10月13日から平成18年12月末日までの保護命令事件の既済事件(10,993件)である。
- * 「その他」は、相談等の事実の記載もなく宣誓供述書添付もない申立ての事案である。
- * 平成16年12月2日の改正DV防止法施行前は、再度の申立てに宣誓供述書の添付が必要とされていた。